

重点風景地区行為の適用除外となる行為について

別表第2(第4条の2関係)

地区名	行為の種類		規模	
中山道 鶴沼宿 地区	1	建築物の増築、 改築又は移転	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第2項の規定により同条第1項の規定による確認を受けることを要しないもの	
	2	建築物の外観の 変更等	変更等に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの	
	3	工作物の新設、 増築、改築又は移 転	(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。)第138条第1項第1号及び第4号に掲げるもの	高さが10メートル以下のもの(建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるものを除く。以下この項において同じ。)で、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
			(2) 施行令第138条第1項第3号に掲げるもの(広告塔及び広告板を除く。)	高さが10メートル以下のもので、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
			(3) 施行令第138条第2項各号に掲げるもの	高さが10メートル以下のもので、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
			(4) 施行令第138条第3項第1号に掲げるもの	高さが10メートル以下のもので、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
			(5) 施行令第138条第3項第2号に掲げるもの	高さが10メートル以下のもの
			(6) 施行令第138条第3項第3号から第6号までに掲げるもの	高さが10メートル以下のもので、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
			(7) 条例第2条第2号アのかっこ書きに掲げるもの	高さが10メートル以下のもの
			(8) 条例第2条第2号イに掲げるもの	高さが10メートル以下のもので、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
			(9) 条例第2条第2号ウに掲げるもの	高さが1.5メートル以下のもの
			(10) 条例第2条第2号エに掲げるもの	高さが10メートル以下のもので、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
			(11) 条例第2条第2号オに掲げるもの	ア 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
		イ 擁壁	高さが1.5メートル以下のもの	
4	3の項に掲げる規模を超える工作物の外観の変更等	変更等に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの		
5	条例第17条第1号に規定する行為	行為に係る部分の面積が3,000平方メートル以下で、かつ、高さが3メートルを超え、かつ、長さが30メートルを超える法		

			面又は擁壁を生じないもの	
	6 条例第17条第2号に規定する行為		行為に係る部分の面積が3,000平方メートル以下のもの	
	7 条例第17条第3号に規定する行為		高さが3メートル以下のもので、かつ、その用に供される土地の面積が500平方メートル以下のもの	
渡橋周辺地区、河田橋周辺地区、(仮称)各務原大橋周辺地区、愛岐大橋周辺地区、(仮称)新愛岐大橋周辺地区、木曾川沿い地区、新境川沿い地区、境川沿い地区、大安寺川沿い地区及び坂祝バイパス沿線地区	1 建築物の新築、増築、改築又は移転		高さが20メートル以下のもので、地上の階数が6以下で、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以下のもの(土地の利用目的、利用形態及び物理的形状が一体と認められる場合において、2以上の建築物が建築されるときにあっては、延べ面積の合計が1,000平方メートルを超えるものを除く。)	
	2 1の項に掲げる規模を超える建築物の増築(増築後において同項に掲げる規模を超えるものを含む。)		行為に係る部分の延べ面積が500平方メートル以下のもの(新築又は増築から1年以内の増築であって、増築後の建築物の規模が1の項に掲げる規模を超えるものを除く。)	
	3 1の項に掲げる規模を超える建築物の外観の変更等		変更等に係る部分の面積の合計が500平方メートル以下のもの	
	4 工作物の新設、増築、改築又は移転	(1) 施行令第138条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げるもの		高さが20メートル以下のもの(建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20メートルを超えるものを除く。以下この項において同じ。)で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの
		(2) 施行令第138条第1項第3号に掲げるもの(広告塔及び広告板を除く。)		高さが20メートル以下のもので、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの
		(3) 施行令第138条第1項第5号に掲げるもの		高さが4メートル以下のもの
		(4) 施行令第138条第2項各号に掲げるもの		高さが20メートル以下のもので、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの
		(5) 施行令第138条第3項第1号に掲げるもの		高さが20メートル以下のもので、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの
		(6) 施行令第138条第3項第2号に掲げるもの		高さが20メートル以下のもの
(7) 施行令第138条第3項第3号から第6号までに掲げるもの			高さが20メートル以下のもので、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの	
(8) 条例第2条第2号アのかっこ書きに掲げるもの			高さが20メートル以下のもの	

		(9) 条例第2条第2号イに掲げるもの	高さが20メートル以下のもので、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの	
		(10) 条例第2条第2号ウに掲げるもの	高さが4メートル以下のもの	
		(11) 条例第2条第2号エに掲げるもの	高さが20メートル以下のもので、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの	
	5	4の項に掲げる規模を超える工作物の外観の変更等	変更等に係る部分の面積の合計が500平方メートル以下のもの	
	6	条例第17条第1号に規定する行為	行為に係る部分の面積が3,000平方メートル以下で、かつ、高さが3メートルを超え、かつ、長さが30メートルを超える法面又は擁壁を生じないもの	
	7	条例第17条第2号に規定する行為	行為に係る部分の面積が3,000平方メートル以下のもの	
	8	条例第17条第3号に規定する行為	高さが3メートル以下のもので、かつ、その用に供される土地の面積が500平方メートル以下のもの	
中山道 鶴沼宿 地区、渡 橋周辺 地区、河 田橋周 辺地区、 (仮称)各 務原大 橋周辺 地区、愛 岐大橋 周辺地 区、(仮 称)新愛 岐大橋 周辺地 区、木曾 川沿い 地区、新 境川沿 い地区、 境川沿 い地区、 大安寺 川沿い 地区及 び坂祝 バイパ	1	建築物の増築、改築又は移転	建築基準法第6条第2項の規定により同条第1項の規定による確認を受けることを要しないもの	
	2	建築物の外観の変更等	変更等に係る部分の面積が当該外観各面で2分の1以内のもの	
	3	(1)	施行令第138条第1項第1号及び第4号に掲げるもの	高さが10メートル以下のもの(建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるものを除く。以下この項において同じ。)で、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
		(2)	施行令第138条第1項第3号に掲げるもの(広告塔及び広告板を除く。)	高さが10メートル以下のもので、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
		(3)	施行令第138条第2項各号に掲げるもの	高さが10メートル以下のもので、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
		(4)	施行令第138条第3項第1号に掲げるもの	高さが10メートル以下のもので、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
		(5)	施行令第138条第3項第2号に掲げるもの	高さが10メートル以下のもの
		(6)	施行令第138条第3項第3号から第6号までに掲げるもの	高さが10メートル以下のもので、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
		(7)	条例第2条第2号アのかっこ書きに掲げるもの	高さが15メートル以下のもの(建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートルを超えるものを除く。以下この項において同じ。)
		(8)	条例第2条第2号イに掲げるもの	高さが10メートル以下のもので、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
(9)		条例第2条第2号ウに掲げるもの	高さが2.0メートル以下のもの	

ス沿線 地区を 除く重 点風景 地区		(10) 条例第2条第2号工に掲げるもの	高さが10メートル以下のもので、かつ、 築造面積が50平方メートル以下のもの	
		(11) 条例 第2条第 2号オに 掲げる もの	ア 鉄筋コンクリート造 の柱、鉄柱、木柱その他 これらに類するもの(旗 ざお並びに架空電線路 用並びに電気事業法第2 条第1項第10号に規定 する電気事業者及び同 項第12号に規定する卸 供給事業者の保安通信 設備用のものを除く。)	高さが15メートル以下のもので、かつ、 築造面積が50平方メートル以下のもの
			イ 擁壁	高さが2.0メートル以下のもの
	4 3の項に掲げる 規模を超える工 作物の外観の変 更等		変更等に係る部分の面積が当該外観各面 で2分の1以内のもの	
	5 条例第17条第1 号に規定する行 為		行為に係る部分の面積が3,000平方メー トル以下で、かつ、高さが3メートルを超 え、かつ、長さが30メートルを超える法 面又は擁壁を生じないもの	
	6 条例第17条第2 号に規定する行 為		行為に係る部分の面積が3,000平方メー トル以下のもの	
	7 条例第17条第3 号に規定する行 為		高さが3メートル以下のもので、かつ、そ の用に供される土地の面積が500平方 メートル以下のもの	